



医学適性検査の予約をめぐり **違反!** 労使の確認事項を反故にする事象が発生!

2023年度 大地申第24号交渉

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

労使確認事項

- ・医学適性検査の予約は労働時間とすること
- ・労働時間 B は手待ち時間ではない
- ・準備時間、整備時間に事務手続きの作業の時間は含まれていない



大宮統括センター
乗務 UT 管理者の
指示内容

申請には「**準備時間・整理時間・労働時間 B を活用して欲しい**」

組合員が整理時間で出来なかったもので
退勤後に「どうしても申請したい」と申告するも...



(会社)

「どうしてもというのは自己の都合」
「申請は次の勤務でやって欲しい」



労使の確認事項を反故にすることは許されない!直ちに是正し、会社は正しい取り扱いを履行せよ!